

石川県農林総合研究センター不正防止計画

制定 平成29年 3月24日農研第2424号
一部改正 令和 7年 4月 1日農研第 647号

第1 目的

石川県農林総合研究センター不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）は、「石川県農林総合研究センター研究活動における不正行為等の防止及び調査に係る実施要綱」（以下「要綱」という。）第8条に基づき、不正行為等の防止に関して石川県農林総合研究センター（以下「センター」という。）が優先的に取り組む事項を定める。

第2 定義

この規程における用語の定義は、要綱第2条に定めるところによる。

第3 不正行為等の発生要因と優先的に取り組む事項

センター所長は、センター管理部長、各試験場長、副場長、不正防止計画推進部署及び内部監査実施部署を指揮し、下記に掲げる不正行為等の発生要因に対応した優先的に取り組む事業について推進するものとする。

1 研究倫理等の意識向上

研究倫理及び適正な研究費の執行の重要性の徹底を図り、その意識の向上を図る。

不正行為等の発生要因	優先的に取り組む事項
1 研究職員等の一部で、研究倫理の重要性に対して意識の低い者が見られる。	1 研究職員等を対象に、定期的に研究倫理研修会を開催するとともに、受講状況及び理解度について把握し、研究職員等の研究倫理の向上を図る。 2 研究職員等に対し、研究倫理の向上及び不正行為等の発生防止を目的とした誓約書の提出を求める。

2 責任体制の明確化

研究活動、研究費の執行管理について、責任の範囲及び権限を明確にするとともに、不正行為等に関する相談・告発窓口等について、センター職員に周知を行う。

不正行為等の発生要因	優先的に取り組む事項
1 責任者等の責任の範囲と権限が明確に周知されていない。	1 不正行為等の防止に係る責任者の責任の範囲、権限、不正行為等に関する相談・告発窓口について明確化し、HP等で公表するほか、研修会等で、セン

	ター職員全員に周知を図る。
2 不正行為等に関する相談及び告発する窓口や告発後どうなるのかについて、十分に周知されていない。	2 不正行為等の告発に関する規程等について、パンフレット等を作成し、センター職員全員に配布するなど周知を図る。

3 研究活動の適正な運営・執行管理の環境整備

研究活動に伴う、生データ、実験・観察ノート等研究データの保存及び研究成果の取扱い、並びに研究費の執行ルール等についてセンター職員に周知を行う。

不正行為等の発生要因	優先的に取り組む事項
1 研究活動に伴う、生データ、実験・観察ノート等研究データの保存に関するガイドラインなどが未整備	1 研究データの保存等に関するガイドラインを策定し、研修会等で研究職員等に周知を図る。
2 研究職員等の一部で、研究活動に係る研究費の執行ルールについて理解不足の者が見られる。	2 研究費の執行に関する使用ルールをまとめた「ハンドブック」や「マニュアル」等を作成し、研究職員等の周知を図り、理解の向上に努める。

4 不正行為等の発生要因の把握及び対応

研究活動及び研究費の執行における不正行為等が発生する要因を把握し、センター内で情報の共有化を行うとともに、適切な対応を図る。

不正行為等の発生要因	優先的に取り組む事項
1 不正行為等が発生する要因が、どこにどのような形で潜在しているのか、センター全体の状況を体系的に整理し分析・評価できていない。	1 センター内部監査、地方自治法に基づく県監査委員会による定期監査、行政監査、決算審査での指摘事項等について、検証を行う。 2 不正行為等が実際に発生した場合、当該事案における調査委員会等の要因分析について検証を行う。 3 前記1～2の内容やその他不正行為等が発生する要因について、体系的に整理し、分析・評価を行い、次に掲げる事項を実施する。 ① 研究職員等に研修会等で周知、情報の共有化 ② 不正行為等が発生する要因に対し、その具体的な対応 ③ 「不正防止計画」の見直し

5 研究費の適正執行管理

研究費の執行状況についての的確に把握し、研究費の適正な執行管理を行う。

不正行為等の発生要因	優先的に取り組む事項
1 研究予算の執行状況が的確に把握されておらず、年度末に予算を使い切るために、研究計画に即さない予算執行が行われる。	1 各研究部長をはじめ研究職員等は、研究費の適正な執行と研究の円滑な遂行を図るため、予算執行状況を的確に把握し、計画的に研究予算の執行を行う。 2 予算の執行が著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、必要に応じて改善策を講じる。 3 正当な理由により研究活動が遅れる場合等においては、予算の繰越制度等を積極的に活用する。 4 研究費に剰余がある場合は、研究計画に即さない予算執行は行わず、予算の不執行、競争的資金等では、国や配分機関への返還を行う。なお、競争的資金等の返還について、その後の事業採択等に悪影響がないことを、研究職員等に周知を行う。
2 研究活動の性質上、研究職員等と特定の物品納入業者との関係が密接になることがある。	5 研究者等が物品等納入業者と打合せを行う場合は、オープンスペースで行う。 6 一定以上の取引実績のある業者から、適正な取引に係る誓約書の提出を求め、不正行為等の防止の意識向上を図る。 7 物品等の発注は、原則としてセンター管理部総務課又は各試験場等の事務管理部門が石川県財務規則等の規程に基づき適切に行う。
3 検収が徹底されないことにより、物品納入業者等に不正行為等となる要因が発生しやすくなる。	8 物品等の検収は、原則としてセンター管理部総務課又は各試験場等の事務管理部門が行う。 9 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収について、成果物等の履行が確認できる書類により検収し、必要に応じ、これに係る仕様書、作業工程などを発注者以外がチェックする。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会等による現場確認を行う。

4 多くの非常勤雇用を行っており、適切な労務管理をしなければ、不正行為等の要因が発生しやすくなる。	10 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理は、原則としてセンター管理部総務課及び各試験場等の事務管理部門が行い、説明会や面談により勤務条件や業務の内容の説明を行うほか、出勤簿や勤務状況の確認を行う。
5 換金性の高い物品など適切に管理しなければ、不正行為等となる要因が発生しやすくなる。	11 石川県財務規則に基づき、備品台帳で物品の所在が分かるよう記録するほか、パソコンなど換金性の高い物品については、備品シール等で明示を行う。また、競争的資金等で導入した物品については、その旨を明示する。

6 内部監査体制の充実

実効性のある内部監査体制の整備し、リスクアプローチ監査を実施する。

不正行為等の発生要因	優先的に取り組む事項
1 書類上の形式的な監査体制では、不正行為等の発生要因の全てをチェックすることが困難である。	1 総務課（内部監査実施部署）は、企画調整室（不正防止計画推進部署）と連携し、県監査委員会の定期監査、行政監査、決算審査等の結果等を踏まえて、センターの実態に即した不正発生要因の分析を行うとともに、それらを反映した内部監査計画を策定する。 2 内部監査実施部署は、内部監査計画に基づき、不正行為等が発生するリスクに対して、書面検査に加えて、サンプル抽出による旅費、物品の確認、研究現場での聞き取り調査等リスクアプローチ監査を実施する。 3 内部監査及び県監査委員会の定期監査、行政監査、決算審査等の結果等について、とりまとめ、研究職員等に対し、研修会等で周知を図り、類似事例の発生防止を図る。